

議案第 2 号

大口町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正について

大口町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよ
うに定めるものとする。

令和 5 年 3 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方公務員法の改正に伴い、この条例の一部を改正する
ため必要があるからである。

大口町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

大口町一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成16年大口町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第7条第2項」を「第7条」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

大口町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員の給与については、大口町職員の給与に関する条例（昭和36年大口村条例第4号）<u>第7条</u>に規定する<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の例による。</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員の給与については、大口町職員の給与に関する条例（昭和36年大口村条例第4号）<u>第7条第2項</u>に規定する<u>再任用短時間勤務職員</u>の例による。</p>